

平成16年度近畿圏事業計画

平成16年9月

国土交通省

目 次

I 平成 16 年度事業実施の方針等	1
II 平成 16 年度に行おうとする事業	
第 1 道路	12
1 高規格幹線道路	
2 地域高規格道路	
3 一般国道	
4 主要地方道	
5 街路	
6 新交通システム等	
7 大規模自転車道	
8 道路事業調査	
第 2 鉄道	17
1 新幹線鉄道	
2 大都市地域の鉄道	
第 3 港湾	18
1 大阪湾の重要港湾	
2 大阪湾外の重要港湾	
3 地方港湾	
第 4 漁港	20
第 5 空港	20
第 6 通信施設	21
1 郵便	
2 電気通信	
第 7 河川	21
第 8 水資源の開発	23

第 9	海岸保全施設等	23
第 10	砂防設備、地すべり防止施設等	24
	1 砂防事業	
	2 地すべり対策等事業	
	3 急傾斜地崩壊対策等事業	
第 11	森林の保安施設	25
第 12	かんがい排水施設	26
第 13	水道	26
第 14	工業用水道	27
第 15	工業用地	27
第 16	住宅、住宅用地及び市街地	27
	1 住宅	
	2 住宅用地及び市街地	
	3 関西文化学術研究都市の整備	
第 17	下水道	30
	1 流域下水道	
	2 公共下水道	
	3 特定環境保全公共下水道	
	4 都市下水路	
第 18	廃棄物処理施設	30
	1 し尿処理施設	
	2 ごみ処理施設	
	3 産業廃棄物処理施設	
第 19	都市公園	31
第 20	病院等	32
第 21	大学等高等教育機関、研究施設等	32
第 22	社会教育施設、文化活動施設等	32
第 23	職業訓練施設等	32

第 24	自然公園施設	33
第 25	レクリエーション施設	33
第 26	文化財の保存のための施設等	33
第 27	社会福祉施設	33
第 28	中央卸売市場	34
第 29	流通業務施設	34
第 30	防災	34
	1 道路	
	2 鉄道	
	3 港湾	
	4 漁港	
	5 通信施設	
	6 河川	
	7 ダム等	
	8 海岸保全施設	
	9 砂防設備、地すべり防止施設等	
	10 森林の保安施設	
	11 農地防災	
	12 水道	
	13 住宅、住宅用地及び市街地	
	14 下水道	
	15 都市公園	
	16 その他	

I 平成16年度事業実施の方針等

我が国は、高度情報化、グローバル化、地球規模での環境問題の広がり、少子・高齢化、国民の意識の変化等の劇的変化を迎えている。

さらに近畿圏では、産業をとりまく環境の変化、大都市問題、中枢性の低下、北近畿・南近畿の活力の低下が生じている。また、阪神・淡路大震災を教訓として防災への意識が高まっている。

これらの諸課題を踏まえ、安全でゆとりとくつろぎのある、「世界都市」とも呼ぶべき近畿圏を実現することを目的として、平成12年3月に策定された「近畿圏基本整備計画（第5次）」に基づき、事業の推進に取り組んでいくことが近畿圏整備にとって重要である。

近畿圏においては、首都圏と並ぶ我が国の経済、文化等の中心としての活力の低下が懸念されるようになってきているが、一方で、構造改革の一環として都市の再生に関する施策が総合的かつ強力に推進されるなど、近畿圏の社会経済情勢の新たな展開を図る動きが見られる。このような状況において、大都市圏の中心部にあっては、都市再生の取組等を通じて、魅力と活力の維持、増進を図るとともに、近畿圏全体の秩序ある発展に向けて、地域の自立的発展と地域間の連携・交流を推進する必要がある。

今年度の近畿圏整備に当たっては、近畿圏基本整備計画において目標とする社会や生活の姿として示されている「強くてしなやかな産業経済圏域の形成」、「内外から人々が集う交流・情報発信圏域の形成」、「文化・学術の中核圏域の形成」、「歴史文化や自然と調和した安全で快適な生活空間の形成」、及び目指すべき圏域構造としての多核格子構造の実現に向け、本計画に掲げる主要事業を推進する。

なお、各事業の実施に当たっては、環境の保全や事業間の調整等に十分配慮し、重点的、効果的かつ効率的な整備を図る必要がある。

1 強くてしなやかな産業経済圏域の形成

(主要課題)

グローバル化や高度情報化の進展、地域間競争の激化等により近畿圏をとりまく状況がますます厳しくなる中で、京阪神の高次都市機能の充実と連携による競争力の強化、高度な産業技術、学術研究の蓄積等をいかした新産業創出や既存産業の高度化を図り、「強さ」と「しなやかさ」を持った「産業経済圏域」の形成を目指すこととしている。

近年、海外市場の拡大・成長によって需要が拡大し、業種によっては景気が回復しつつあるなかで、近畿圏においても一部の分野で回復しつつあるが、依然として本社企業数の減少など全国的中枢機能の低下や工場の海外移転など産業の空洞化が進展するとともに、製造品出荷額の全国的なシェアや外資系企業の立地数の減少傾向が続くなど、経済面において、国内的にも、国際的にも相対的な地位の低下が見られる。完全失業率についても依然として全国平均に比べ高いレベルで推移している。また、工場跡地等での効率的な土地利用への転換が進まないなど、近畿圏の活力低下が懸念されるところとなっている。

その一方で、平成16年4月に一部まちびらきを行った国際文化公園都市（彩都（さいと））をはじめ、ライフサイエンスといった将来の成長が期待される分野での日本有数の産業集積や、世界的にも通用する高度かつ独自の技術を有する中小企業集積など、近畿圏の産業が持つ「強み」を活かした取組が進められ、産学の共同研究や技術移転が増加し、ベンチャー企業の育成が進むなど、新規産業の創出や既存産業の高度化に向けた動きが見られる。このような近畿新生のための産業の新たな展開を加速するとともに、国際競争力を備えた魅力と活力ある圏域整備を図るため、国際レベルの事業環境の形成、都市構造の再編、大阪湾ベイエリアの整備といった、大都市空間を修復・更新し有効に活用する「大都市のリノベーション」を積極的に推進する必要がある。

近畿圏における「強くてしなやかな産業経済圏域の形成」を目指す観点から、下

記の主要事業を推進する。

(主要事業)

都市再生プロジェクトとして位置づけられた「大都市圏における国際交流・物流機能の強化」、「大都市圏における環状道路体系の整備」、「大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成」等の推進に資する事業や、都市再生緊急整備地域における市街地整備等の事業を推進する。

このうち、関西国際空港については、2期事業として引き続き埋立工事等を推進する。

国際海上コンテナターミナルについては、堺泉北港助松地区、四日市港霞ヶ浦北ふ頭地区において整備を推進する。また、大阪港此花地区と南港地区を結ぶ臨港鉄道北港テクノポート線の整備を推進する。

都市の骨格を形成するとともに、交通渋滞の緩和を図り、良好な生活空間を創造するため、環状道路の整備を重点的に進めることとし、阪神高速道路大和川線及び淀川左岸線の整備を推進する。これらの都市高速道路の整備に当たっては、大和川及び淀川における高規格堤防（スーパー堤防）等の関連事業と一体化した整備を推進する。また、京都都市圏と大阪都市圏との間の慢性的な渋滞を解消し、円滑な交通の確保を図るため、第二京阪道路の整備を推進する。

ライフサイエンスの国際拠点の形成に向け、国際文化公園都市（彩都）（茨木市及び箕面市）やポートアイランド（第2期）（神戸市）における市街地整備等の事業を推進する。また、都心にふさわしい都市機能の整備と都市居住ニーズに対応した快適な居住空間の創出を図るため、阿倍野（大阪市）における市街地再開発事業を推進する。

「水の都大阪」の再生を図り、まちづくりと一体となった水辺のにぎわいを創出するため、道頓堀川（大阪府）における河川環境整備事業等を推進する。

地域産業を振興し地域の活性化を図るための産業拠点として、西神第3地区工業団地（神戸市）等の工業団地の造成事業を推進する。

2 内外から人々が集う交流・情報発信圏域の形成

（主要課題）

京都や奈良、吉野熊野地域や若狭湾沿岸等の各地域において、歴史文化資源や自然資源等様々な地域資源を豊富に持っている特徴をいかし、圏域が一体となって国内や世界に向けて積極的に情報発信するとともに、集客交流、国際交流を推進することにより、にぎやかで活気にあふれる「交流・情報発信圏域」の形成を目指すこととしている。

国際交流の推進に向け、我が国においては、日本人海外旅行者数と訪日外国人旅行者数との格差をできる限り早期に是正し、世界に開かれた観光大国を目指すこととされている。近畿圏においては、東アジアをはじめ訪日外国人の多数が訪れているほか、国際会議が多く開催されているなど、我が国における世界との交流の中心の一つとしての役割を担うことが期待されており、引き続き、集客交流、国際交流を推進する必要がある。

また、UJIターンの促進や「緑の雇用」の取組の推進など、都市と農山漁村との交流を拡大する動きが進展している。中小都市や農山漁村等の豊かな地域資源をいかした地域整備と連携・交流の推進により、引き続き、北近畿・南近畿をはじめとする各地域の活性化を図る必要がある。

こうした集客交流や地域間の連携・交流を推進するためには、圏域内外の交流を支える交通体系の整備を引き続き推進する必要がある。その際、圏域内での周遊性を高める等圏域全体の交流を推進するため、ネットワークとして機能することが重要である。また、多様なニーズに対応し、快適で利便性の高い交通体系の形成を図る必要がある。

また、高度情報通信社会への対応として、光ファイバ網等、高速、大容量で高度な情報通信ネットワークの整備を推進し、近畿圏の情報発信力の強化を図る必要がある。

近畿圏における「内外から人々が集う交流・情報発信圏域の形成」を目指す観点から、下記の主要事業を推進する。

(主要事業)

まちの顔である中心市街地の活性化のために、福井駅周辺（福井市）における土地区画整理事業等を推進する。

都市圏の環状道路、地域ブロックの循環型ネットワーク、空港・港湾へのアクセス道路に重点をおいて、高規格幹線道路やこれと一体となって機能する地域高規格道路の整備を推進する。

首都圏及び中部圏と近畿圏を結ぶ東西の交通連携並びに京阪神大都市地域の物流機能の強化を図るため、近畿自動車道名古屋神戸線（第二名神高速）の整備を推進する。

吉野熊野地域をはじめとする紀伊半島と京阪神大都市地域等との相互の交流を緊密にするため、近畿自動車道紀勢線、京奈和自動車道、五條新宮道路等の整備を推進する。また、丹波・丹後・但馬地域と若狭湾沿岸地域との交流・連携及びこれらの地域と京阪神大都市地域等との交流を緊密にするため、近畿自動車道敦賀線（舞鶴若狭自動車道）、京都縦貫自動車道、北近畿豊岡自動車道、鳥取豊岡宮津自動車道等の整備を推進する。このうち、北近畿豊岡自動車道春日和田山道路Ⅰの一部供用を図る。

鉄道については、近畿圏の地域相互間及び他圏域との交流の活発化を促進するとともに、通勤・通学時の混雑緩和等を図るため、輸送力の増強等を目的とした鉄道の整備を推進する。北陸新幹線について所要の調査を進めるとともに、中央新幹線について東京都・大阪市間の地形・地質等の調査を進める。

関西国際空港の整備のほか、神戸空港については、新空港建設のための用地造成、空港施設等の整備を推進する。神戸空港へのアクセスとなる新交通システムとして、新交通ポートアイランド線（神戸市）に係るインフラストラクチャ部分の整備を推進する。

通信サービスの拡充及び多様化を図るため、アクセス網の光化の促進や局内通信装置の設置等、必要な施設の整備を推進する。

3 文化・学術の中核圏域の形成

（主要課題）

グローバル化や国民の価値観の多様化に伴い、自国・自地域へのアイデンティティを確立するものとして、歴史や文化、学術への関心が一層高まっていく中で、新たな学術研究を推進するとともに、世界的な価値を有する文化財を始めとする歴史文化遺産を適切に保全・再生することにより、歴史文化の香りと学術の創造性にあふれ、人々に心の豊かさをもたらすことのできる「文化・学術の中核圏域」の形成を目指すこととしている。

このため、関西文化学術研究都市を中核として播磨科学公園都市等各地の学術研究集積や大学等の高度な学術研究機関の連携強化に向けた環境整備を図る必要がある。文化学術研究の中核となる関西文化学術研究都市においては、外国人を含む研究者の増加や新産業創出の取組が進められているなど、都市基盤整備の進展と相まって、ますますその役割強化が期待されている。

また、都市再生プロジェクト（第二次決定）として決定された「大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成」においては、大阪北部地域では創薬の分野で、神戸地域では先端医療の分野で世界的に優れた集積拠点が形成されつつあることから、それぞれの地域を医薬品の基礎研究等の拠点、再生医療等の基礎・臨床研究等の拠点とし、両地域をはじめ、関西文化学術研究都市等と相互に連携させることにより、総合的な研究開発と起業化を推進することとしている。

こうした研究集積拠点を中心に、産学の共同研究が増加し、国際レベルでの学術研究が展開されるなど、知的資本の充実とこれをいかした活動の活発化が見込まれており、これらを後押しする基盤整備を引き続き推進する必要がある。

また、近畿圏においては、我が国の国宝の約6割、重要文化財の約5割が存在しているほか、平成16年7月に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」も含め、ユネスコ世界遺産を多数有するなど、我が国随一の貴重な歴史文化遺産の宝庫となっている。このような地域資源を適切に保全するとともに、これをいかして地域の活性化をさらに進める必要がある。

近畿圏における「文化・学術の中核圏域の形成」を目指す観点から、下記の主要事業を推進する。

（主要事業）

関西文化学術研究都市においては、木津地区（京都府相楽郡木津町）の土地区画整理事業等、京奈和自動車道（一般国道24号）、学研都市連絡道路、一般国道163号、木津川上流流域下水道、井関川等の施設整備を推進する。

播磨科学公園都市（兵庫県）においては、先端技術型の工場・研究所等が一体となった産業用地の整備を推進する。

ライフサイエンス分野の研究開発拠点、国際的な学術研究・文化交流拠点、時代のニーズに対応した都市・住環境の整備を図るため、国際文化公園都市（彩都）（茨木市及び箕面市）における土地区画整理事業を推進する。国際文化公園都市へのアクセスを改善するため、国際文化公園都市モノレール（茨木市及び箕面市）に係るインフラストラクチャ部分の整備を推進する。また、ポートアイランド（第2期）（神戸市）における市街地整備を推進する。

教育文化水準の向上及び学術の振興を図るため、大阪市立大学において大学院の研究科の専攻を増設する。

地域の社会的文化的環境の向上を図るため、和歌山県立情報交流センター（BIG U）（和歌山県）等の完成を図るとともに、（仮称）奈良県立図書情報館（奈良

県)等の整備を推進する。

文化財及び歴史的環境を保全するため、新沢千塚古墳群(奈良県)等の環境整備を推進する。また、京都迎賓館(仮称)(京都府)の整備を推進する。

4 歴史文化や自然と調和した安全で快適な生活空間の形成

(主要課題)

経済的発展を目指しつつも環境保全によって持続的な発展が可能な社会を築くことが必要とされる中で、歴史的風土、文化、自然と調和した安全で良好な居住環境の形成と自然の適切な保全・再生を図ることにより、歴史、自然が日常生活に溶け込んだ「安全で快適な生活空間」の形成を目指すこととしている。

近畿圏においては、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、自主防災組織率の高まりや洪水ハザードマップの公表など、安全で安心な生活空間の形成に向けた取組が進展している。一方、淀川沿岸をはじめとして広域的な浸水想定区域があるなど、都市型水害等の災害への対応が求められている。また、大阪市を中心に広大な密集市街地があるなど、都市構造上の災害に対する脆弱性を改善する必要がある。特に、今世紀前半に高い確率で発生が予想されている東南海・南海地震については、平成15年に「東南海・南海地震防災対策推進地域」が指定されたところであり、指定市町村の約4割を占める近畿圏において、津波等による被害の拡大に備えるなど地震防災対策の推進を図る必要がある。

都市再生プロジェクト(第三次決定)として決定された「大都市圏における都市環境インフラの再生」では、大都市圏の既成市街地において、自然環境を保全・創出・再生することにより水と緑のネットワークを構築し、生態系の回復、ヒートアイランド現象の緩和、自然とのふれあいの場の拡大等を図ることとしている。近畿圏においては、1人あたり都市公園面積は着実に増加しているものの、大阪市等の大都市中心部において、まとまりのある自然が少ないなど、引き続き、地域の特性

に応じた緑の量的確保、質的向上を計画的に推進し、身近なところでの緑や水辺に接する機会を増やすとともに、生態系の多様性を確保しうるような、水と緑のネットワークの形成を図る必要がある。

また、地球温暖化問題への対応や大都市地域において顕在化しているヒートアイランド現象の緩和等、環境負荷の軽減を図る取組を推進する必要がある。

廃棄物のリサイクル率が高まるなど、循環型社会の形成に向けた取組が進められている。膨大な量の廃棄物については、引き続き適正な処理を図る必要がある。

渇水傾向にある中での安定した水供給体系の整備を図るとともに、河川・湖沼・海域において依然として水質改善が必要であり、生活環境の向上を図り、公共用水域の水質汚濁防止に資するための汚水処理体系の整備を図る必要がある。また、世界でも有数の古代湖である琵琶湖においては、固有種を含む在来種の減少、アオコの発生等の現象が生じているなど、引き続き総合的な保全のための取組を進める必要がある。平成15年に、都市再生プロジェクト（第六次決定）として決定された「琵琶湖・淀川流域圏の再生」では、歴史・文化を活かし自然と共生する流域圏・都市圏の再生の実現を図ることとしている。

ライフスタイルやライフステージに応じて居住環境を幅広く選択できることが求められる中で、地域の特性を踏まえた良好な居住環境の整備を推進する必要がある。また、女性の社会進出、高齢化が一層進展する中で、女性、高齢者等に配慮した居住環境等の整備を進める必要がある。さらに、地域の環境に対する意識が高まる中で、地域の歴史、文化、自然との調和に配慮した、美しくゆとりのある景観の形成を推進する必要がある。

近畿圏における「歴史文化や自然と調和した安全で快適な生活空間の形成」を目指す観点から、下記の主要事業を推進する。

（主要事業）

防災性の向上、居住環境の整備、良質な住宅の供給等を推進するため、大日・八雲東町（守口市）、庄内（豊中市）等の密集市街地における住宅市街地総合整備事業を推進する。

大規模地震対策として、堺泉北港、姫路港において耐震強化岸壁の整備を推進し、敦賀港において耐震強化岸壁の整備を新たに着手する。

洪水等による災害の防止・復旧、津波・高潮・波浪等による災害及び海岸侵食の防止、豪雨・火山等による土砂災害等の防止を図るため、福井港海岸（福井県）における直轄海岸保全施設整備事業、奥谷地区（和歌山県）における地すべり対策事業等に着手するとともに、また、淀川及び大和川における高規格堤防（スーパー堤防）整備事業（大阪府）、寺畑前川（兵庫県）における床上浸水対策特別緊急事業等を推進する。

山地災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全等に資するため、各種保安林の適正な配備を推進するとともに、復旧治山、予防治山等の治山事業を十津川地区（奈良県）等において推進する。

このほか、防災上の観点から、橋梁等の道路構造物や鉄道構造物の耐震性の向上、電線類の地中化、災害に強いライフライン共同収容施設の整備、ダム等の整備、国営総合農地防災事業、都市防災総合推進事業、水道及び下水道施設の耐震性向上、防災公園の整備、都市型浸水被害を軽減するための河川・下水道整備等を推進する。また、阪神・淡路大震災クラスの地震動を再現し、構造物等の破壊現象を解明する「実大三次元震動破壊実験施設」（兵庫県）の整備を推進する。

都市環境の改善、都市災害の防除及び住民の多様なレクリエーション需要の充足を図るため、国営木曾三川公園（三重県）、丹後海と星の見える丘公園（京都府）、蜻蛉池公園（大阪府）、国営明石海峡公園、三木総合防災公園（以上兵庫県）等の都市公園の整備を推進する。

近畿圏における膨大な量の廃棄物に対処し、生活環境の保全等を図るため、大阪湾広域臨海環境整備センターによる広域的処理場の整備（大阪湾フェニックス計画）等を推進する。また、姫路港において廃棄物海面処分場の整備を推進する。

不安定取水、地盤沈下を誘発する地下水取水等の問題に対処するため、環境保全及び水源地域対策等に配慮しつつ、将来の水需要を見通し、安威川ダム（大阪府）等の水資源開発施設の整備を推進する。

また、水の安定した供給、安全な水質の確保、渇水対策や災害対策のため、日野川地区水道用水供給事業（福井県）等を推進する。

河川・湖沼における水環境改善や、良好な河川環境の保全・復元等を図るため、琵琶湖（滋賀県）、道頓堀川（大阪府）における河川環境整備事業等を推進する。

生活環境の改善、公共用水域の水質保全、市街地における浸水の防除等を図るため、寝屋川流域下水道事業（大阪府）等を推進する。

居住水準の向上、住環境の整備改善及び住宅需要の多様化に対応するため、自然と暮らしの美しい調和を目指したまちづくりを図る西神地区（神戸市）における新住宅市街地開発事業や、みどり豊かで、多様な機能が複合したまちづくりを行う、あまがさき緑遊新都心地区（尼崎市）における土地区画整理事業等を推進する。

医療施設の適正配置及び医療水準の向上を図るため、公立豊岡病院（兵庫県）等の整備を推進する。また、社会福祉の向上を図るため、大阪市立弘済院特別養護老人ホーム（大阪府）等、社会福祉施設の整備を推進する。

II 平成16年度に行おうとする事業

第1 道路

近畿圏における諸機能の広域的展開と健全な地域形成を促進するため、道路交通の安全性・快適性の確保、公害の防止等環境の保全及び避難路等防災空間の確保に十分配慮しつつ、道路網の整備及び調査を推進し、適切な維持管理の充実を図る。

主要な事業は、以下のとおりである。

1 高規格幹線道路

(1) 高速自動車国道

近畿自動車道名古屋大阪線亀山IC（三重県亀山市）－亀山南JCT（同県同市）間の供用を図るとともに、次の路線の整備を推進する。

近畿自動車道名古屋神戸線

四日市JCT（三重県四日市市）－菰野IC（同県三重郡菰野町）

亀山JCT（三重県亀山市）－神戸JCT（兵庫県神戸市）

（うち、抜本の見直し区間である大津JCT（滋賀県大津市）－城陽IC（京都府城陽市）、八幡IC（京都府八幡市）－高槻第一JCT（大阪府高槻市）については、構造・規格の大幅な見直しを行い、抜本的なコスト削減を図るとともに、整備手順についても検討する。）

近畿自動車道紀勢線

みなべIC（和歌山県日高郡南部川村）－白浜IC（同県西牟婁郡白浜町）

尾鷲北IC（三重県尾鷲市）－勢和多気JCT（同県多気郡勢和村）

（うち、尾鷲北IC（三重県尾鷲市）－紀伊長島IC（同県北牟婁郡紀伊長島町）については、新直轄方式により整備を行う。）

海南IC（和歌山県海南市）－吉備IC（同県有田郡吉備町）（4車線化）

白浜IC（和歌山県西牟婁郡白浜町）－すさみIC（同県同郡すさみ町）（新直轄方式により整備を行う。）

近畿自動車道敦賀線

小浜西IC（福井県小浜市）－敦賀JCT（同県敦賀市）

福知山IC（京都府福知山市）－綾部IC（同府綾部市）（4車線化）

綾部PA（京都府綾部市）－舞鶴西IC（同府舞鶴市）（4車線化）

中国横断自動車道姫路鳥取線

佐用JCT（兵庫県佐用郡佐用町）－兵庫・岡山県境（同県同郡同町）（新直轄方式により整備を行う。）

(2) 一般国道の自動車専用道路

北近畿豊岡自動車道の春日和田山道路Ⅰ（一般国道483号）の一部供用を図るとともに、次の路線の整備を推進する。

京奈和自動車道（一般国道24号）

大和御所道路、五條道路、橋本道路、紀北東道路、紀北西道路

中部縦貫自動車道（一般国道158号）

永平寺大野道路

東海環状自動車道（一般国道475号）

養老－北勢、北勢－四日市

京都縦貫自動車道（一般国道478号）

京都第二外環状道路、丹波綾部道路

北近畿豊岡自動車道（一般国道483号）

春日和田山道路Ⅰ、春日和田山道路Ⅱ、和田山八鹿道路、八鹿日高道路、日高豊岡南道路

また、高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路として、一般国道42号那智勝浦道路、熊野尾鷲道路（近畿自動車道紀勢線に並行）の整備を推進する。

2 地域高規格道路

(1) 阪神高速道路

次の路線の整備を推進する。

淀川左岸線

大阪市此花区島屋－同市同区高見

大和川線	堺市築港八幡町－同市常磐町
神戸山手線	神戸市長田区南駒栄町－同市同区蓮池町
湾岸線（８期）	神戸市垂水区下畑町－同市長田区駒ヶ林南町
新十条通	京都市山科区西野山－同市伏見区深草
油小路線	京都市伏見区深草－同市同区向島

(2) その他の道路

第二阪和国道の一部（大阪府阪南市）の供用を図るとともに、次の路線の整備を推進する。

第二京阪道路	大阪府枚方市－同府門真市
学研都市連絡道路	大阪府四條畷市、奈良県生駒市
第二阪和国道	大阪府阪南市－同府泉南郡岬町
新御堂筋・延伸	大阪府箕面市
大阪橋本道路	大阪府河内長野市
神戸西バイパス	兵庫県神戸市西区－同県明石市
神戸中央線	兵庫県神戸市中央区
伊勢志摩連絡道路	三重県鳥羽市－同県度会郡二見町
四日市インターアクセス道路	三重県四日市市－同県三重郡菰野町
琵琶湖西縦貫道路	滋賀県滋賀郡志賀町
甲賀湖南道路	滋賀県甲賀郡水口町、 同県同郡甲西町－同県栗東市
鳥取豊岡宮津自動車道	京都府宮津市－同府与謝郡野田川町、 兵庫県城崎郡香住町、 同県美方郡浜坂町－兵庫・鳥取県境（同県同郡同町）
東播磨南北道路	兵庫県加古川市
東播丹波連絡道路	兵庫県西脇市－同県多可郡黒田庄町
五條新宮道路	奈良県吉野郡十津川村、同県同郡大塔村、 和歌山県新宮市、

中和東幹線

同県東牟婁郡熊野川町－同県同郡本宮町、
同県同郡本宮町
奈良県桜井市

3 一般国道

(1) 一次改築

次の路線の整備を推進する。

- 162号 福井県小浜市（阿納尻～田烏バイパス）
- 169号 和歌山県東牟婁郡北山村－同県同郡熊野川町（奥瀨道路）
- 178号 京都府宮津市－同府与謝郡伊根町（養老伊根バイパス）
- 260号 三重県志摩郡志摩町（志摩バイパス）
- 369号 奈良県宇陀郡室生村－同県同郡曾爾村（梅坂バイパス）
- 372号 兵庫県加東郡社町－同県同郡滝野町（野村河高バイパス）
- 422号 滋賀県大津市（大石バイパス）
- 424号 和歌山県有田郡金屋町（修理川バイパス）

等

(2) 二次改築

次の路線の整備を推進する。

- 1号 大阪府大阪市（桜宮拡幅）
- 23号 三重県鈴鹿市－同県一志郡三雲町（中勢道路）
- 157号 福井県大野市（大野バイパス）
- 168号 大阪府交野市－同府枚方市（天の川バイパス）
- 175号 京都府舞鶴市（大川橋）
- 176号 兵庫県西宮市－同県宝塚市（名塩道路）
- 307号 滋賀県甲賀郡信楽町（長野バイパス）
- 308号 奈良県奈良市（大宮道路）
- 371号 和歌山県橋本市（橋本バイパス）
- 426号 兵庫県豊岡市（豊岡バイパス）

等

4 主要地方道

次の路線の整備を推進する。

福井県	武生美山線、坂本高浜線	等
三重県	上海老茂福線、久居美杉線	等
滋賀県	甲賀土山線、草津守山線	等
京都府	八幡木津線、舞鶴和知線、大山崎大枝線（京都市）	等
大阪府	枚方富田林泉佐野線、大阪中央環状線、大阪狭山線（大阪市）	等
兵庫県	姫路上郡線、洲本南淡線、神戸社線（神戸市）	等
奈良県	名張曾爾線、下市宗脛線	等
和歌山県	泉佐野岩出線、吉備金屋線	等

5 街路

次の路線の整備を推進する。

福井県	福井縦貫線（福井市）、多賀竹原松ヶ崎線（小浜市）	等
三重県	松阪公園大口線（松阪市）、相川小戸木橋線（久居市）	等
滋賀県	近江八幡能登川線（能登川町）、石山駅地区（大津市）	等
京都府	十条通外1（京都市）、宇津根新国道線（亀岡市）、 浅茂川網野駅線（京丹後市）	等
大阪府	加島天下茶屋線（大阪市）、千里丘三島線（摂津市）、和泉中央線（和泉市）	等
兵庫県	中央幹線外3線（神戸市）、山手幹線（尼崎市、西宮市、芦屋市）、 尼崎宝塚線（尼崎市、伊丹市、宝塚市）	等
奈良県	中和幹線（香芝市）、奈良西幹線（香芝市）	等
和歌山県	西脇山口線、湊神前線（以上和歌山市）	等

また、連続立体交差事業として、西日本旅客鉄道北陸線（福井市）、西日本旅客鉄道山陰線・同福知山線・北近畿タンゴ鉄道宮福線（福知山市）、西日本旅客鉄道阪和線（大阪市）、大阪外環状鉄道大阪外環状線（大阪市及び東大阪市）、近畿日本鉄道奈良線（東大阪市）、南海電気鉄道南海本線・同高師浜線（高石市）、南海電気鉄道南海本線（泉大津市及び泉佐野市）、阪神電気鉄道本線（神戸市）、西日本旅客

鉄道山陽線・同播但線・同姫新線（姫路市）、西日本旅客鉄道山陽線・同加古川線（加古川市）、山陽電気鉄道本線（明石市）、西日本旅客鉄道関西線・同桜井線（奈良市）の整備を推進する。

6 新交通システム等

新交通システム等として、国際文化公園都市モノレール（茨木市及び箕面市）、新交通ポートアイランド線（神戸市）及び御池通（京都市東西線）（京都市）に係るインフラストラクチャ部分の整備を推進する。

7 大規模自転車道

田井大垣自転車道（京都府）、北河内自転車道（大阪府）、播磨中央自転車道（兵庫県）及び明日香大和郡山自転車道（奈良県）の整備を推進する。

8 道路事業調査

近畿自動車道紀勢線・名古屋神戸線、中部縦貫自動車道、中国横断自動車道姫路鳥取線、京奈和自動車道、北近畿豊岡自動車道の事業区間以外の区間をはじめ、淀川左岸線延伸部、紀淡連絡道路及び第二大阪湾岸道路を含む大阪湾環状道路等の調査を推進する。

第2 鉄道

近畿圏の地域相互間及び他圏域との交流の活発化を促進するとともに、通勤・通学時の混雑緩和等を図るため、環境の保全に配慮しつつ、次のとおり輸送力の増強等を目的とした鉄道の整備を推進する。

1 新幹線鉄道

北陸新幹線について所要の調査を進める。中央新幹線について東京都・大阪市間の地形・地質等の調査を進める。

また、本州・淡路島間の海底トンネル部に係る区間の地形・地質等の調査を進める。

2 大都市地域の鉄道

主要な事業として、京都市東西線（六地蔵－醍醐）の新線建設の完成を図る。

さらに、主要な事業として大阪市8号線（井高野－今里）及び京都市東西線（二条－天神川）の新線建設を推進する。

第3 港湾

国際化の進展に対応し、高度な物流体系、多様な産業活動及び地域の豊かな生活を支える質の高い総合的な港湾空間の創出等を図るため、環境の保全を図りつつ、それぞれの地域の特性に応じて、港湾の整備を推進する。

1 大阪湾の重要港湾

(1) 水域・外郭施設の整備

神戸港ポートアイランド（第2期）地区において、防波堤の整備を推進する。

(2) ふ頭の整備

堺泉北港助松地区において国際海上コンテナターミナルの整備を推進する。

大阪港南港東地区、尼崎西宮芦屋港尼崎地区において多目的国際ターミナルの整備を推進する。

大規模地震発生直後の幹線貨物輸送を確保するため大阪港、堺泉北港において耐震強化岸壁等の整備を推進する。

(3) 臨港交通施設の整備

大阪港此花地区と南港地区を結ぶ臨港鉄道北港テクノポート線の整備を推進する。

神戸港新港地区～東部臨海部地区において臨港道路の供用を図るとともに、大阪港北港南地区～南港地区、尼崎西宮芦屋港尼崎地区において臨港道路の整備を

推進する。

(4) 港湾環境の整備

大阪港、神戸港、堺泉北港、尼崎西宮芦屋港において緑地の整備を推進する。

大阪港、堺泉北港において干潟の整備を海域環境創造・自然再生等事業により推進する。

大阪湾において広域廃棄物処分場の整備を推進するとともに、ごみ及び油の回収を海洋環境整備事業により推進する。

2 大阪湾外の重要港湾

(1) 水域・外郭施設の整備

和歌山下津港本港地区、四日市港外港地区、日高港御坊地区、敦賀港鞠山北地区、津松阪港贅崎地区において防波堤の整備を推進する。

(2) ふ頭の整備

四日市港霞ヶ浦北ふ頭地区において国際海上コンテナターミナルの整備を推進する。

日高港御坊地区、舞鶴港和田地区、敦賀港鞠山南地区において多目的国際ターミナルの整備を推進する。

また、大規模地震発生直後の緊急物資輸送等を確保するため、姫路港において耐震強化岸壁の整備を推進するとともに、敦賀港において耐震強化岸壁の整備を新たに着手する。

(3) 臨港交通施設の整備

日高港御坊地区において臨港道路の供用を図るとともに、舞鶴港和田地区～下福井地区、四日市港霞ヶ浦北ふ頭地区、敦賀港鞠山南地区、津松阪港贅崎地区において臨港道路の整備を推進する。

(4) 港湾環境の整備

東播磨港、日高港、舞鶴港、四日市港、敦賀港において緑地の整備を推進するとともに、紀伊水道、播磨灘、伊勢湾においてごみ及び油の回収を海洋環境整備事業により推進する。また、姫路港において廃棄物海面処分場の整備を推進する。

3 地方港湾

福井港、相生港、鳥羽港、新宮港、長浜港等の整備を推進する。

第4 漁港

漁業、水産物の流通加工及び生活の拠点としての漁港機能の増進を図るため、防波堤、岸壁、遊漁船等を分離・収容するための施設等の漁港の整備を以下の漁港等で推進する。

第3種漁港 波切（三重県）、浜坂、垂水（以上兵庫県）
田辺、串本、和歌浦（以上和歌山県）

第4種漁港 越前（福井県）、三木浦（三重県）、阿尾、有田（和歌山県）

また、漁港漁村環境の改善のため、植栽、休憩所、運動施設等の整備を、波切漁港（三重県）、越前漁港（福井県）等において推進する。

さらに、大規模地震対策として、越前漁港（福井県）、串本漁港（和歌山県）等において、防災拠点漁港整備事業等を推進する。

第5 空港

国際化の進展、生活水準の向上、高速性志向の高まり等を背景とした航空需要の増大に対応し、国際・国内航空ネットワークの健全な発展を確保するため、環境の保全及び航空交通の安全の確保を図りつつ整備を推進する。

関西国際空港については、2期事業として引き続き埋立工事等を推進するとともに、1期事業として既存施設の能力増強の整備を推進する。

大阪国際空港については、誘導路等の改良、空港施設等の整備を推進する。

神戸空港については、新空港建設のための用地造成、空港施設等の整備を推進する。

第6 通信施設

地域の発展による社会経済活動の広域化、複雑化及び高度化に伴う情報通信ネットワークへの需要の増大に対処するとともに、信頼性の向上を図るため、次のとおり通信施設の整備を推進する。

1 郵便

郵便需要の多様化等に対処するため、局舎等の整備を推進する。

2 電気通信

通信サービスの拡充及び多様化を図るため、アクセス網の光化の促進や局内通信装置の設置等、必要な施設の整備を推進する。

伝送路については、光ファイバケーブル方式市外伝送路（福井県大飯郡高浜町－福井県遠敷郡名田庄村等）の建設を推進する。

第7 河川

健全な水循環系を構築し、洪水等による災害の防止、河川環境の保全・再生等を図るため、河川の改修・環境整備等を推進するとともに、豪雨等による災害の復旧を図る。

(1) 直轄河川

次の事業等を推進する。

河川改修事業

- | | |
|----------------|---|
| （一般河川改修事業）（水系） | 九頭竜川、北川、木曾川、鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川、新宮川、淀川、由良川、大和川、円山川、加古川、揖保川、紀の川 |
| （総合治水対策特定河川事業） | 猪名川、大和川（佐保川） |
| （特定構造物改築事業） | 淀川、加古川、雲出川 |

(高規格堤防（スーパー堤防） 整備事業)	淀川、大和川
(水防災対策特定河川事業)	熊野川（相野谷川）、由良川
流水保全水路整備事業	淀川
河川都市基盤整備事業	大和川、淀川、猪名川
河川環境整備事業	瀬田川、琵琶湖、大和川、木曾川、淀川等

(2) 補助河川

新たに前山川（兵庫県）における広域基幹河川改修事業等に着手し、平野川調節池（大阪府）における都市基盤河川改修事業、大和川（奈良県）における流域貯留浸透事業、高田川（奈良県）における床上浸水対策特別緊急事業等の完成を図るとともに、次の事業等を推進する。

広域基幹河川改修事業	底喰川（福井県）、員弁川（三重県）、日野川（滋賀県）、桂川（京都府）、槇尾川（大阪府）、別府川（兵庫県）、曾我川（奈良県） 日方川（和歌山県）等
総合治水対策特定河川事業	寝屋川、旧淀川（以上大阪府）、猪名川（大阪府及び兵庫県）、大和川水系北部河川（奈良県）
河川環境整備事業	琵琶湖（滋賀県）、道頓堀川、大阪地区、寝屋川（以上大阪府）、和歌川（和歌山県） 等
都市基盤河川改修事業	白川（京都府）、城北川（大阪府）、高橋川（兵庫県）等
流域貯留浸透事業	寝屋川（大阪府）等
地震・高潮等対策河川事業	桑名地区、伊勢湾地区（以上三重県）、西大阪地区、古川（以上大阪府）、大阪地区（大阪府及び兵庫県）、播磨地区（兵庫県）、紀伊水道地区（和歌山県）

床上浸水対策特別緊急事業

寺畑前川（兵庫県）、葛下川、蟹川（以上奈良県）等

統合河川整備事業

北潟湖（福井県）、笹笛川（三重県）、琵琶湖（滋賀県）、西高瀬川（京都府）、旧淀川（大阪府）、喜瀬川（兵庫県）、山田川（奈良県）、水軒川（和歌山県）等

(3) 洪水調節機能を有するダム等

次の建設事業を推進する。

鳥羽河内ダム（加茂川）（三重県）、北川ダム、栗栖ダム（以上淀川）（以上滋賀県）、槇尾川ダム（大津川）（大阪府）、岩井川ダム（岩井川）（奈良県）等

第8 水資源の開発

近畿圏の水資源開発に関しては、環境保全及び水源地域対策等に配慮しつつ、将来の水需要を見通し、必要な水資源開発施設の整備を推進する。また、近年の渇水状況にかんがみ、渇水対策容量を持つダムの建設等による渇水対策を推進する。

本年度は、次の水資源開発施設等の建設事業を推進する。

河内川ダム（北川）、日野川総合開発、日野川用水（二期）、浄土寺川ダム、足羽川ダム（以上九頭竜川）（以上福井県）、川上ダム（淀川）（三重県）、丹生ダム、大戸川ダム、新愛知川（以上淀川）（以上滋賀県）、畑川ダム（由良川）、天ヶ瀬ダム再開発（淀川）（以上京都府）、安威川ダム（淀川）（大阪府）、猪名川総合開発（淀川）（大阪府及び兵庫県）、大滝ダム（紀の川）（奈良県）、紀の川大堰（紀の川）、切目川ダム（切目川）（以上和歌山県）

第9 海岸保全施設等

津波、高潮、波浪等による災害及び海岸侵食の防止、海岸環境の整備・保全等を

図るため、海岸保全施設整備事業、海岸環境整備事業等を推進する。

(1) 直轄海岸保全施設整備事業

新たに福井港海岸（福井県）において事業に着手するとともに、津松阪港海岸、伊勢湾西南海岸（以上三重県）及び東播海岸（兵庫県）における事業を推進する。

(2) 補助事業

新たに産湯漁港海岸（和歌山県）における高潮対策事業等に着手し、相差海岸（三重県）における高潮対策事業、長須浜海岸（福井県）における侵食対策事業、島勝海岸（三重県）、由良港海岸（和歌山県）における海岸環境整備事業等の完了を図るとともに、次の事業等を推進する。

高潮対策事業	内外海漁港海岸（福井県）、的矢港海岸、香良洲漁港海岸（以上三重県）、大阪港海岸（大阪府）、尼崎西宮芦屋港海岸（兵庫県）、湯浅広港海岸（和歌山県）等
--------	---

侵食対策事業	敦賀港海岸（福井県）、安乗海岸（三重県）、久美浜海岸、伊根漁港海岸（以上京都府）、内田海岸、須井漁港海岸（以上兵庫県）、三輪崎漁港海岸、鳥の巣西海岸（以上和歌山県）等
--------	---

海岸環境整備事業	敦賀港海岸、茱崎漁港海岸（以上福井県）、阿津里浜海岸（三重県）、田之代海岸、香住漁港海岸（以上兵庫県）、田辺漁港海岸（和歌山県）等
----------	---

第10 砂防設備、地すべり防止施設等

豪雨、火山等による土砂災害等の未然の防止を図り、人命・資産の保護及び国土保全を推進するため、環境の保全に配慮しつつ、次の砂防事業、地すべり対策等事業、急傾斜地崩壊対策等事業を推進する。

1 砂防事業

第12 かんがい排水施設

農業を取り巻く状況の変化に対応し、効率的かつ安定的な農業経営を実現するため、農業用水の確保と適切な供給、適期に必要な排水が可能な水利条件の確保等に資する基幹かんがい排水施設の整備を、環境との調和に配慮しつつ、下記の地区において推進する。

国営かんがい排水事業 日野川用水（一期）、日野川用水（二期）、九頭竜川下流（一期）、九頭竜川下流（二期）（以上福井県）、宮川用水第二期（三重県）、新愛知川、神崎川下流、新湖北（一期）、新湖北（二期）（以上滋賀県）、第二十三津川紀の川、大和紀伊平野（一期）、大和紀伊平野（二期）（以上奈良県及び和歌山県）

また、農地防災にも資するため、環境の保全に配慮しつつ、国営総合農地防災事業を野洲川沿岸（一期）、野洲川沿岸（二期）（以上滋賀県）、巨椋池（京都府）において推進する。

第13 水道

水の安定した供給、安全な水質の確保、渇水対策や災害対策のため、広域的な水資源対策や老朽化施設の更新等を推進するとともに、環境の保全に配慮しつつ、次の水道施設の整備を推進する。

（1）水道用水供給事業

日野川地区水道用水供給事業（福井県）、伊賀水道用水供給事業（三重県）、南部上水道供給事業（滋賀県）、京都府水道用水供給事業（京都府）、大阪府水道用水供給事業（大阪府）、兵庫県水道用水供給事業（兵庫県）、奈良県水道用水供給事業（奈良県）等

（2）広域的水道事業

京都市水道事業（京都府）、大阪市水道事業（大阪府）、神戸市水道事業（兵庫県）等の水道事業を推進する。

第14 工業用水道

工場の計画的な分散立地等を図ることによる工業用水の今後の需要の動向を踏まえた安定供給を推進する。

第15 工業用地

地域の特性に応じた工業の振興を図るため、環境の保全及び災害の防除に配慮しつつ、西神第3地区工業団地、福井臨海工業地帯等の工業団地の造成事業を推進する。

また、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積を促進するため、近江水口第2テクノパーク等の業務用地の造成事業を推進する。

第16 住宅、住宅用地及び市街地

1 住宅

居住水準の向上、住環境の整備改善及び住宅需要の多様化に対応するため、環境の保全に配慮しつつ、民間における良好な住宅の建設を促進するとともに、公的機関による集団的な住宅の建設や地域の実情に応じた居住環境の整備を推進する。

(1) 市街地再開発事業

新たに寝屋川市駅東（寝屋川市）等の地区における事業に着手する。

(2) 住宅市街地総合整備事業

東九条（京都市）、高見、筆ヶ崎、生野区南部、淀川リバーサイド（以上大阪市）、堺市駅前、中百舌鳥（以上堺市）、庄内、二葉町・大島町（以上豊中市）、五月ヶ丘（池田市）、大日・八雲東町（守口市）、萱島東（寝屋川市）、住道駅南（大東市）、門真市北部（門真市）東部新都心周辺、六甲、新長田、浜山（以上神戸市）、J R尼崎駅北西（尼崎市）、浜甲子園（西宮市）、南芦屋浜（芦屋市）等の地区における事業を推進するとともに、西田辺（大阪市）等の地区における事業の完成を図る。

(3) 優良建築物等整備事業等

新たに、瓜破西（大阪市）等の地区における住宅の建設・建て替えに着手するほか、新千里東町桜ヶ丘（豊中市）等の地区における優良建築物等整備事業、崇仁北部第三・第四、三条鴨東（以上京都市）、生野東第1（大阪市）等の地区における住宅地区改良事業、町屋（福井市）、神領（大津市）、川辺（栗東市）、古市中、長吉長原東・東第2・東第3（以上大阪市）、中百舌鳥（堺市）、東豊中第1、旭が丘（以上豊中市）、高槻深沢（高槻市）、姫路東夢前台（姫路市）、神野（加古川市）等の地区において住宅の建設・建て替えを推進するとともに、中野・中野第2・中野第3（大阪市）、八尾志紀（八尾市）等の地区における事業の完成を図る。

2 住宅用地及び市街地

業務、商業、居住等の諸機能が調和した都市空間の形成や良好な景観の創出による都市環境の改善等を図るため、環境の保全に配慮しつつ、中心業務地の整備、既存市街地の再編整備等を進めるとともに、新市街地の計画的整備を図り、秩序ある市街地の形成に努める。

(1) 都市再開発

市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新及び都市の防災構造化を図り、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、環境の保全に配慮しつつ、次の事業を推進する。

1) 市街地再開発事業

阿倍野（大阪市）、和泉府中駅東第一（和泉市）、六甲道駅南、新長田駅南（以上神戸市）等の地区における事業を推進する。

2) 土地区画整理事業

福井駅周辺（福井市）、上鳥羽南部、竹田、伏見西部第二・第三・第四・第五（以上京都市）、此花西部臨海、淡路駅周辺（以上大阪市）、大阪竜華都市拠点（八尾市）、姫路駅周辺（姫路市）、尼崎臨海西部、あまがさき緑遊新都心（以上尼崎市）、西宮北口駅北東、西宮北口駅南（以上西宮市）、芦屋西部第二（芦屋市）、JR奈良駅周辺（奈良市）、海南駅東（海南市）等の地区における事業を推進する。

(2) 新市街地の整備

市街地周辺部において計画的な市街化を図ることにより、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を進めるとともに、多様なニーズに対応し良好な居住環境を備えた住宅地を計画的に供給するため、環境の保全に配慮しつつ、次の事業を推進する。

1) 新住宅市街地開発事業

和泉中央丘陵（和泉市）、阪南丘陵（阪南市）、西神、西神第2、神戸研究学園都市（以上神戸市）、名塩（西宮市）、北摂（三田市）等の地区における事業を推進する。

2) 土地区画整理事業

森田北東部、市場周辺（以上福井市）、播磨（桑名市）、木津中央、木津南（以上京都府相楽郡木津町）、国際文化公園都市（茨木市及び箕面市）等の地区における事業を推進する。

3) 埋立地における市街地整備

りんくうタウン（泉佐野市、泉南市及び大阪府泉南郡田尻町）、ポートアイランド（第2期）（神戸市）における市街地整備を推進する。

3 関西文化学術研究都市の整備

関西文化学術研究都市においては、木津地区（京都府相楽郡木津町）の土地区画整理事業等、京奈和自動車道（一般国道24号）、学研都市連絡道路、一般国道163号、京阪奈新線、木津川上流流域下水道、井関川等の施設整備を推進する。

第17 下水道

生活環境の改善、公共用水域の水質保全、市街地における浸水の防除等を図るため、環境の保全に配慮しつつ、流域下水道、公共下水道、特定環境保全公共下水道、都市下水路等の整備を推進する。

1 流域下水道

九頭竜川（福井県）、北勢沿岸、中勢沿岸、宮川（以上三重県）、琵琶湖（滋賀県）、桂川右岸、木津川、宮津湾、木津川上流、桂川中流（以上京都府）、寝屋川、安威川、淀川左岸、淀川右岸、大和川下流、南大阪湾岸、猪名川（以上大阪府）、猪名川右岸、武庫川、加古川、揖保川（以上兵庫県）、大和川上流、宇陀川、吉野川（以上奈良県）、紀の川、紀の川中流（以上和歌山県）の事業を推進する。

2 公共下水道

福井市（福井県）、四日市市（三重県）、大津市（滋賀県）、京都市（京都府）、大阪市（大阪府）、神戸市（兵庫県）、奈良市（奈良県）、和歌山市（和歌山県）等の事業を推進する。

3 特定環境保全公共下水道

新たに御坊市（和歌山県）における事業に着手するとともに、三方町（福井県）、河内長野市（大阪府）、南淡町（兵庫県）等の事業を推進する。

4 都市下水路

津市上浜（三重県）、和歌山市貴志（和歌山県）等の事業を推進する。

第18 廃棄物処理施設

近畿圏における膨大な量の廃棄物に対処し、生活環境の保全等を図るため、環境

の保全、安全性等に配慮しつつ、廃棄物処理施設の整備を推進する。また、大阪湾広域臨海環境整備センターによる広域的処理場の整備（大阪湾フェニックス計画）を推進する。

1 し尿処理施設

新たに、水口町（滋賀県）、橿原市（奈良県）等における事業に着手するとともに、桑名市（三重県）、洲本市（兵庫県）、湯浅町（和歌山県）等における事業の完成を図る。

2 ごみ処理施設

新たに日野町（滋賀県）等における事業に着手し、尼崎市（兵庫県）、橿原市（奈良県）、古座町（和歌山県）等における事業の完了を図るとともに、大野市（福井県）、京都市（京都府）、岸和田市（大阪府）等における事業を推進する。

また、最終処分場については、武生市（福井県）等における施設の完成を図るとともに、姫路市（兵庫県）、下津町（和歌山県）等における事業を推進する。

3 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物については、事業者処理責任を原則とするが、必要に応じて地方公共団体の関与によって処理施設の整備を推進する。

第19 都市公園

都市環境の改善、都市災害の防除及び住民の多様なレクリエーション需要の充足を図るため、国営木曾三川公園、熊野灘臨海公園（以上三重県）、淀川河川公園（京都府及び大阪府）、湖岸緑地（滋賀県）、丹後海と星の見える丘公園、宝ヶ池公園（以上京都府）、蜻蛉池公園、鶴見緑地（以上大阪府）、国営飛鳥歴史公園、馬見丘陵広域公園（以上奈良県）、国営明石海峡公園、三木総合防災公園（兵庫県）等の整備を推進する。

第20 病院等

医療施設の適正配置及び医療水準の向上を図るため、公立豊岡病院（兵庫県）、市立福知山市民病院（京都府）、国保橋本市民病院（和歌山県）、福井県立病院（福井県）等の整備を推進する。

第21 大学等高等教育機関、研究施設等

教育文化水準の向上及び学術の振興を図るため神戸市外国語大学において大学院の専攻を増設するとともに、京都市立芸術大学、大阪市立大学において大学院の研究科の専攻を増設するほか、京都大学、滋賀県立大学、大阪府立大学、兵庫県立大学、奈良県立大学、和歌山県立医科大学、大阪市立大学の施設整備を推進する。

学術、研究の中核圏域の形成の上で先導的な役割を果たすべく、総合地球環境学研究所の施設整備を推進する。

第22 社会教育施設、文化活動施設等

地域の社会的文化的環境の向上を図るため、和歌山県立情報交流センター（Big U）（和歌山県）の完成を図るとともに、県立考古博物館（仮称）（兵庫県）、（仮称）奈良県立図書情報館（奈良県）、こども体育館（仮称）（京都府）等の整備を推進する。

第23 職業訓練施設等

技能労働者の育成を図るため、地元での専修学校等関係者との協議の場等を受け、調整を図りつつ、大阪府立南大阪高等職業技術専門学校（仮称）（大阪府）等の整

備を推進する。

第24 自然公園施設

優れた自然景観を保護するとともに適正な利用を図るため、伊勢志摩、吉野熊野、山陰海岸及び瀬戸内海の各国立公園、越前加賀海岸、若狭湾、鈴鹿、室生赤目青山、琵琶湖、明治の森箕面、金剛生駒紀泉、氷ノ山後山那岐山、大和青垣及び高野龍神の各国立公園並びに府県立自然公園において、自然公園利用の拠点となる集団施設地区の整備及び園地、歩道等の整備を推進する。また、公園区域外において、自然環境保全活動拠点及び近畿自然歩道の整備を推進する。

第25 レクリエーション施設

多様化するレクリエーション需要の充足を図るため、(仮称)浪速複合施設(大阪市)、熊野古道センター(仮称)(三重県)等の整備を推進する。

第26 文化財の保存のための施設等

文化財及び歴史的環境を保存するため、熊野参詣道(三重県、奈良県及び和歌山県)、安土城跡(滋賀県)の環境整備、白山平泉寺旧境内(福井県)の土地公有化を推進する。

第27 社会福祉施設

社会福祉の向上を図るため、大阪市立弘済院特別養護老人ホーム(大阪府)、由

良あかつき園（和歌山県）等、老人福祉施設、知的障害者援護施設、児童福祉施設等の各種社会福祉施設の整備を推進する。

第28 中央卸売市場

生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため、新たに神戸市中央卸売市場本場の施設の整備拡充に着手するとともに、大阪市中央卸売市場本場等の施設の整備拡充を推進する。

第29 流通業務施設

流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るため、環境の保全に配慮しつつ、神戸流通業務団地、西神流通業務団地（以上神戸市）の整備を推進する。

第30 防災

防災性の向上の観点から、次の事業を推進する。

1 道路

地震、豪雨及び豪雪等の厳しい自然災害に対し、安全で安心な生活を支える道路空間を確保するため、緊急輸送道路における橋梁等の道路構造物の耐震補強等を推進するとともに、法面保護工等の防災対策や雪寒道路事業による適時適切な除雪等を実施する。

また、災害に強いまちづくりの観点から、防災拠点の整備等防災性向上のための根幹的道路施設の整備、市街地における計画的な道路整備、情報通信システムの整備等を積極的に図るとともに、災害に強いライフライン共同収容施設としての共同

溝、電線共同溝等の整備を各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ積極的に進める。

2 鉄道

大規模地震対策として、既存の鉄道構造物については耐震補強を促進するとともに、新設構造物に対しては平成10年12月に制定した耐震基準を適用する等、各事業者を指導し耐震性の向上を推進する。

3 港湾

大規模地震対策として、堺泉北港、姫路港において耐震強化岸壁の整備を推進するとともに、東播磨港において橋梁の耐震補強の完成を図り、大阪港、堺泉北港において橋梁の耐震補強を推進する。

また、大阪港、神戸港において防災拠点緑地の整備を推進する。

4 漁港

大規模地震対策として、越前漁港（福井県）、串本漁港（和歌山県）等において、防災拠点漁港整備事業等を推進する。

5 通信施設

災害時における通信ネットワークの安全性、信頼性の向上を図るため、信頼性向上施設の整備及び電線類の地中化を推進する。

6 河川

地震、洪水等に対する河川管理施設の安全性の向上及び施設操作の効率化を図るため、ゼロメートル地帯等の河川堤防の耐震性向上対策や河川情報基盤の整備等を実施するとともに、木津川等において氾濫被害を防止することを目的として、緊急的に堤防強化を実施する。また、破堤等による壊滅的被害を回避するため、淀川等における高規格堤防（スーパー堤防）整備、河川防災ステーション等災害時活動拠点の整備、緊急時の物資・資材の輸送が可能となる緊急用河川敷道路及び船着場の整備等を推進する。さらに、浸水想定区域を公表するとともに、洪水氾濫の危険性、

洪水時の避難方法等に関して、普段から住民の理解を深めるべく洪水ハザードマップの作成・公表を推進する。

7 ダム等

洪水調節等を図るため、鳥羽河内ダム（三重県）等の建設事業を推進する。

8 海岸保全施設

津波、高潮、波浪等による災害及び海岸侵食等を防止するため、尼崎西宮芦屋港海岸等における閘門等の海岸保全施設の整備を推進する。

9 砂防設備、地すべり防止施設等

豪雨、火山等による土砂災害等を防止するため、六甲山系等における砂防設備の整備、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域における対策工等を推進するとともに、土砂災害予警報システムの整備等を推進する。

10 森林の保安施設

山地災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全等に資するため、各種保安林等の適正な配備を推進するとともに、復旧治山、予防治山等の治山事業を推進する。

11 農地防災

農地防災に資するため、国営総合農地防災事業を野洲川沿岸（一期）、野洲川沿岸（二期）（以上滋賀県）、巨椋池（京都府）において推進する。

12 水道

災害時における被害の軽減等を図るため、管路等の耐震性の向上等を図る。

13 住宅、住宅用地及び市街地

密集市街地の改善など都市の防災構造化や良質な住宅の供給及び住環境の整備による住宅市街地の防災性の向上を図るため、阿倍野（大阪市）等の地区における市街地再開発事業、三国東（大阪市）等の地区における土地区画整理事業、東成・旭

・城東（大阪市）等の地区における都市防災総合推進事業、神戸市震災復興（神戸市）、門真市北部（門真市）等の地区における住宅市街地総合整備事業等を推進する。

14 下水道

都市型浸水被害を軽減するため下水道施設の整備を推進し、災害時における被害の軽減等を図るため、下水道施設の耐震性の向上を図る。また、消火用水等の緊急時の水源として下水処理水を活用するための施設の整備等を推進する。

15 都市公園

阪神・淡路大震災の教訓を活かし、備蓄、各地からの救援物資の集積・配送、自衛隊・ボランティア等の復旧・救援活動等の拠点として、三木総合防災公園（兵庫県）の整備を推進するとともに、大震災時の避難地、避難路等の確保のため、鶴見緑地（大阪府）等の防災公園の整備を推進する。

16 その他

構造物等の耐震性向上を通じて、地震災害の飛躍的軽減を実現するため、阪神・淡路大震災クラスの地震動を再現し、実大規模での破壊現象を解明する「実大三次元震動破壊実験施設」（兵庫県）の整備を推進する。